

廃棄物処理施設周辺整備実施計画

(平成28年度～平成43年度)

平成28年3月

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

目 次

1 策定主旨.....	1
2 事業概要.....	2
3 事業財源と実施スケジュール.....	4
3.1 事業財源の考え方.....	4
3.2 事業の進め方.....	7
3.3 実施スケジュール.....	9
4 維持管理.....	12
5 進捗管理.....	13

1 策定主旨

平成 27 年度に策定した廃棄物処理施設周辺整備基本計画（以下「基本計画」という。）では、周辺整備事業への取組みの基本的な考え方、事業内容、範囲等について取りまとめ、平成 28 年度～平成 43 年度にかけて整備優先エリアの整備を行っていくものとしています。

廃棄物処理施設周辺整備実施計画（以下「実施計画」という。）では、基本計画を踏まえ、着実に事業を推進していくため、事業期間を 3 期に分け、事業財源や実施スケジュールを示しています。

また、今後、確実に事業推進していくため、進捗管理の考え方を示しています。

●実施計画の記載内容

- ・ 事業概要
- ・ 事業財源と実施スケジュール
- ・ 維持管理
- ・ 進捗管理

2 事業概要

基本計画の事業概要は、以下に示すとおりです。

1) 事業名称

廃棄物処理施設周辺整備事業（平成 28 年度～平成 43 年度）

2) 事業範囲

整備優先エリア面積：12.3ha（調整池、水路を除く着色部分）

（うち用地取得面積：約 5ha、整備面積：約 7.3ha）

（※整備検討エリア面積：9.5ha（破線囲い部分）は整備優先エリアの整備が終了するまでに周辺整備計画について再検討を行う。）

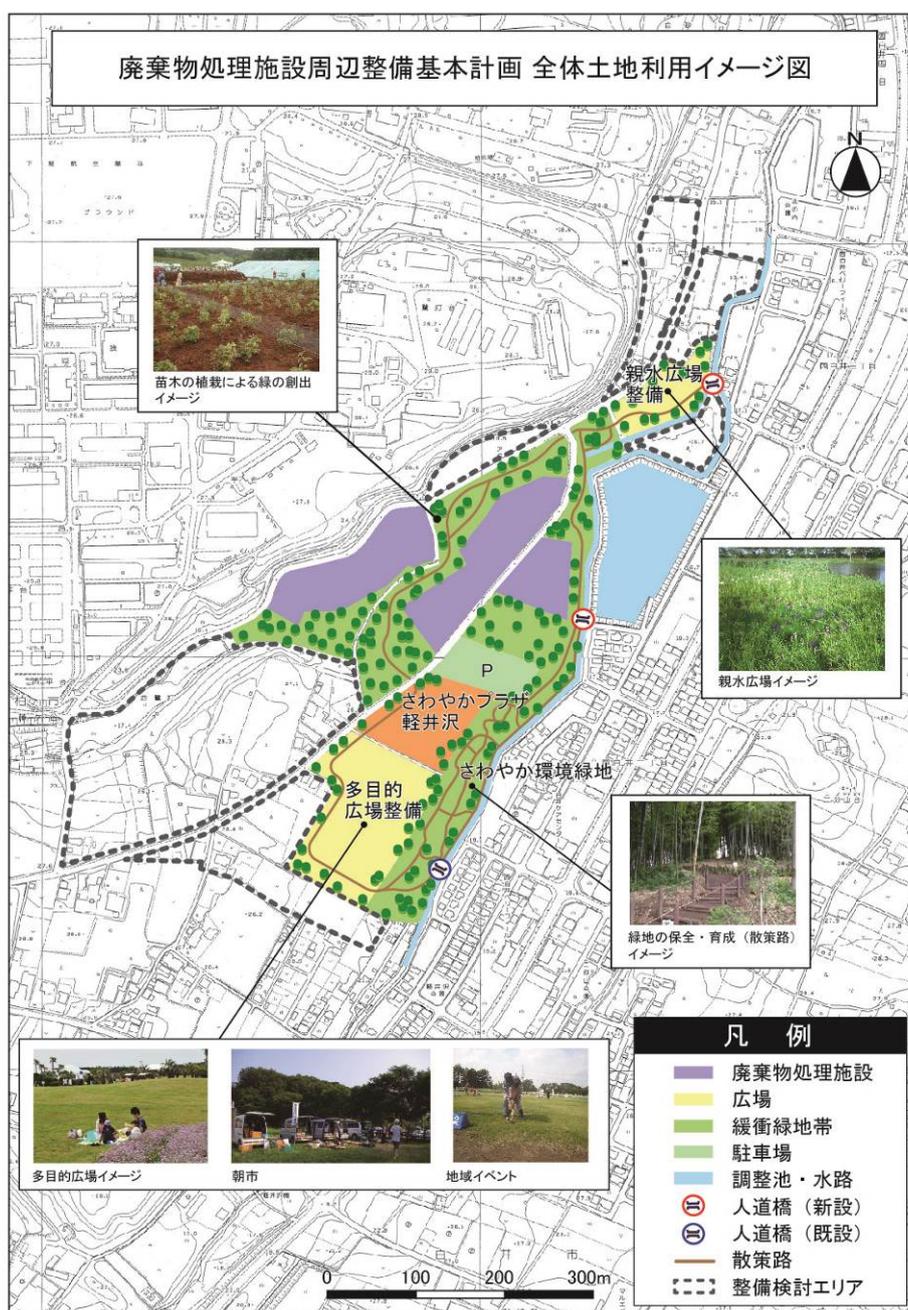


図 2. 1 土地利用イメージ図

3) 整備内容

当該事業による整備内容は、以下に示すとおりです。

表 2.1 整備内容一覧

項目	内容
緑地保全	廃棄物処理施設を包み込む緩衝緑地帯として必要な既存緑地を確保することにより保全、育成を行う。
緑地創出	廃棄物処理施設を包み込む緩衝緑地帯として必要な緑地の創出を行う。また、植樹活動を行うなど環境学習の場としての活用を図る。
散策路	既存緑地や創出した緑地内を健康増進のための空間として活用できる散策路の整備を行う。
親水広場	緑地の創出や水路を活用した景観向上を図り、地域住民が憩える親水広場の整備を行う。
多目的広場	健康増進活動や地域活動の空間として「さわやかプラザ軽井沢」との一体的な利用を図るための多目的広場整備を行う。また、地域防災機能の向上を目的とした災害時の避難場所としての活用を図る。
駐車場	「さわやかプラザ軽井沢」利用者の交通安全性の向上のため、施設に併設した第2駐車場整備を行う。また、地域イベント等の空間としての活用や災害時の避難場所としての活用を図る。

※ 都市計画決定された都市計画供給処理施設エリアについても、必要に応じて緑地保全や散策路の整備を行うものとする。

4) 事業スケジュール

表 2.2 事業スケジュール

	平成 28 年度～平成 43 年度
整備優先 エリア	
整備検討 エリア	

5) 概算事業費

整備優先エリア：15 億 6 千万円（実施設計、用地取得費・整備費等）

3 事業財源と実施スケジュール

3.1 事業財源の考え方

事業財源の考え方は、以下に示すとおりです。

防衛省補助事業の導入については、隣接地が海上自衛隊下総航空基地であることから、航空機事故等の発生時の避難場所として、さわやかプラザ軽井沢の隣接地を整備し、補助事業の導入を図るものとします。

なお、多目的広場、駐車場等の避難場所として活用できる平場以外の緑地保全・創出、散策路、親水広場は、地方債および一般財源により確保するものとします。

表 3.1.1 事業財源一覧

種別	財源
国・県支出金	★[防衛省]民生安定施設整備事業 (4ha を限度、用地取得費 5/10、整備費 2/3)
地方債	●一般単独事業債 (充当率 75%)
一般財源	○構成市負担金 (※) (一般単独事業債の充当率 75%の残り 25%) (単独事業費 100%) ※構成市負担金の割合は、組合規約に定められている「均等割 3 割、人口割 2 割、し尿処理割 2.5 割、ごみ処理割 2.5 割」を予定している。

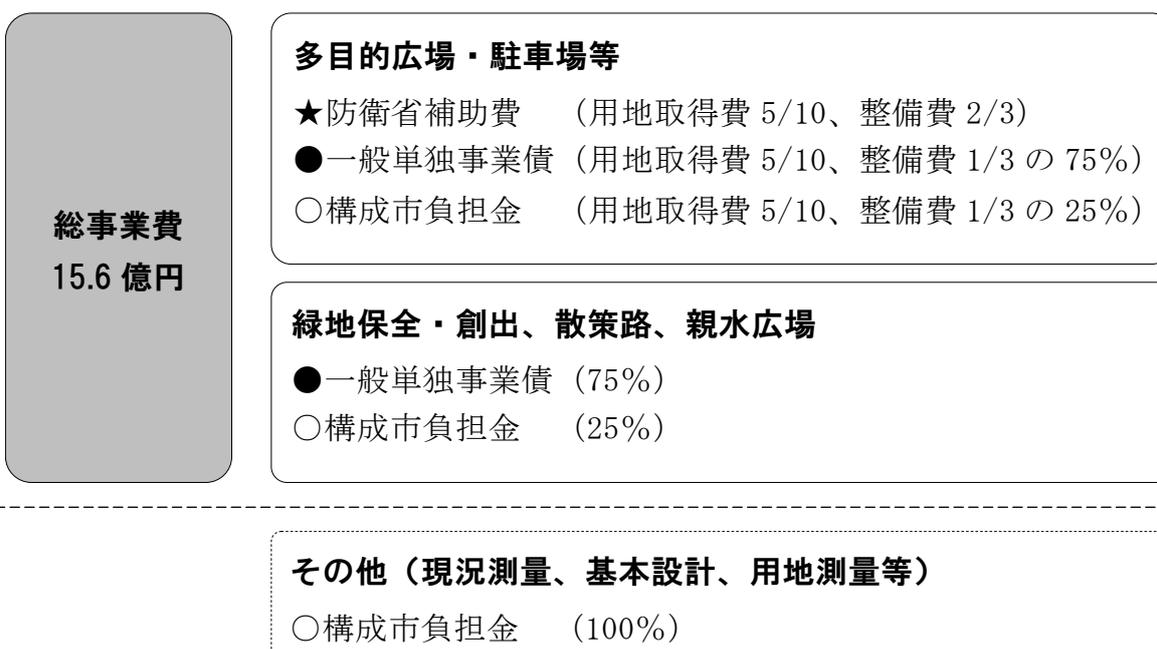


図 3.1.1 財源内訳概念図

1) 防衛省補助導入に伴う課題

(1) 防衛補助費の要件

表 3.1.2 防衛補助費の要件

項目	内容
事業名	民生安定施設整備事業
補助に係る施設	公園、緑地その他の公共空地（以下「公園等」という。）
補助の要件	公園等の整備は、次に該当する場合とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・防衛施設所在市町村等の区域内において<u>地方公共団体</u>が行うもの ・飛行場等の周辺地域において、航空機事故等が発生した場合における住民の避難又は消火活動の円滑化を図るために必要な場合
補助対象施設の範囲	都市公園法第2条第1項に規定する都市公園 <ul style="list-style-type: none"> ・公園 街区公園0.25ha 近隣公園2ha 地区公園4ha ・緑地 概ね4haを限度とする。
補助の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得費 5 / 10[*] ・整備費 2 / 3

※ 用地取得費には、用地取得に伴う補償費も含む。

(2) 課題

①組合が都市公園事業の事業主体になる必要性

地方公共団体は、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の設置すべき区域を、当該地方公共団体の議会の議決を経た上で定めることができる（原則として決定した区域の縮小、廃止はできない。）となっている。

組合は特別地方公共団体であるため、組合が都市公園の区域決定をして、設置・管理をすることになる。

【国・県の見解】

組合が特別地方公共団体であれば、都市公園の設置はできると思われる。

②地域防災計画に避難場所として位置付ける必要性

補助要件として、構成市の地域防災計画に避難場所として位置付ける必要がある。なお、避難場所の面積は、避難想定範囲、避難人数から必要な面積を算出する必要がある。

③事業主体となる場合の規約変更等の必要性の有無

都市公園整備や維持管理に関する条文を規約に追加する必要があるのか、防衛省・千葉県の見解を確認する必要がある。

2) その他

地方公共団体が特定地域において裁量的かつ計画的に複数の生活環境等の整備を一括して行う事業を対象とする「防衛施設周辺整備統合事業」など、他の補助事業の活用も検討していく。

3.2 事業の進め方

3.2.1 段階的整備

民地の用地取得を伴う事業であることから、段階的に整備を進めていくものとし、整備工区を3期に分けて事業を進めていくこととします。

1) 整備順序の考え方

- ・農地や事業所として活用されている土地は、地権者の土地活用意向を踏まえながら、用地取得への協力を求めていくこととします。
- ・農地等で相続税の納税猶予を受けている土地は、その期間が終了した後に用地取得を行うものとし、ます。
- ・既存のさわやかプラザ軽井沢第2駐車場については、さわやかプラザ軽井沢北側の隣接地に代替機能を持たせるため、隣接地の整備後に緑地・散策路整備に着手するものとし、ます。

2) 整備工区の考え方

第1期整備：平成29年度～平成33年度

廃棄物処理施設の下流からの水路と金山落との合流部付近の隣接する用地一体を親水広場として整備します。また、金山落には人道橋を整備します。

なお、水路は大雨時などに溢水することがあるため、水路管理者である柏市と連携し、溢水対策も視野に入れて検討し、親水広場整備を行っていくものとし、ます。

第2期整備：平成34年度～平成38年度

金山落沿いの斜面緑地の用地を先行取得し、まとまった段階で散策路整備を行い、既設のさわやか環境緑地と一体となる斜面緑地として整備します。さらに、斜面緑地の整備に合わせて、廃棄物処理施設周辺の緑地保全および散策路整備を図り、廃棄物処理施設周辺を包み込む緩衝緑地帯を形成します。金山落には人道橋を整備します。

また、道路を挟んで西側にあるさわやかプラザ軽井沢第2駐車場を、さわやかプラザ軽井沢北側の隣接地に移設します。

第3期整備：平成39年度～平成43年度

健康増進活動や地域活動の空間として「さわやかプラザ軽井沢」との一体的な利用を図るため、さわやかプラザ軽井沢南側の隣接地を多目的広場として整備します。

3) 概算事業費

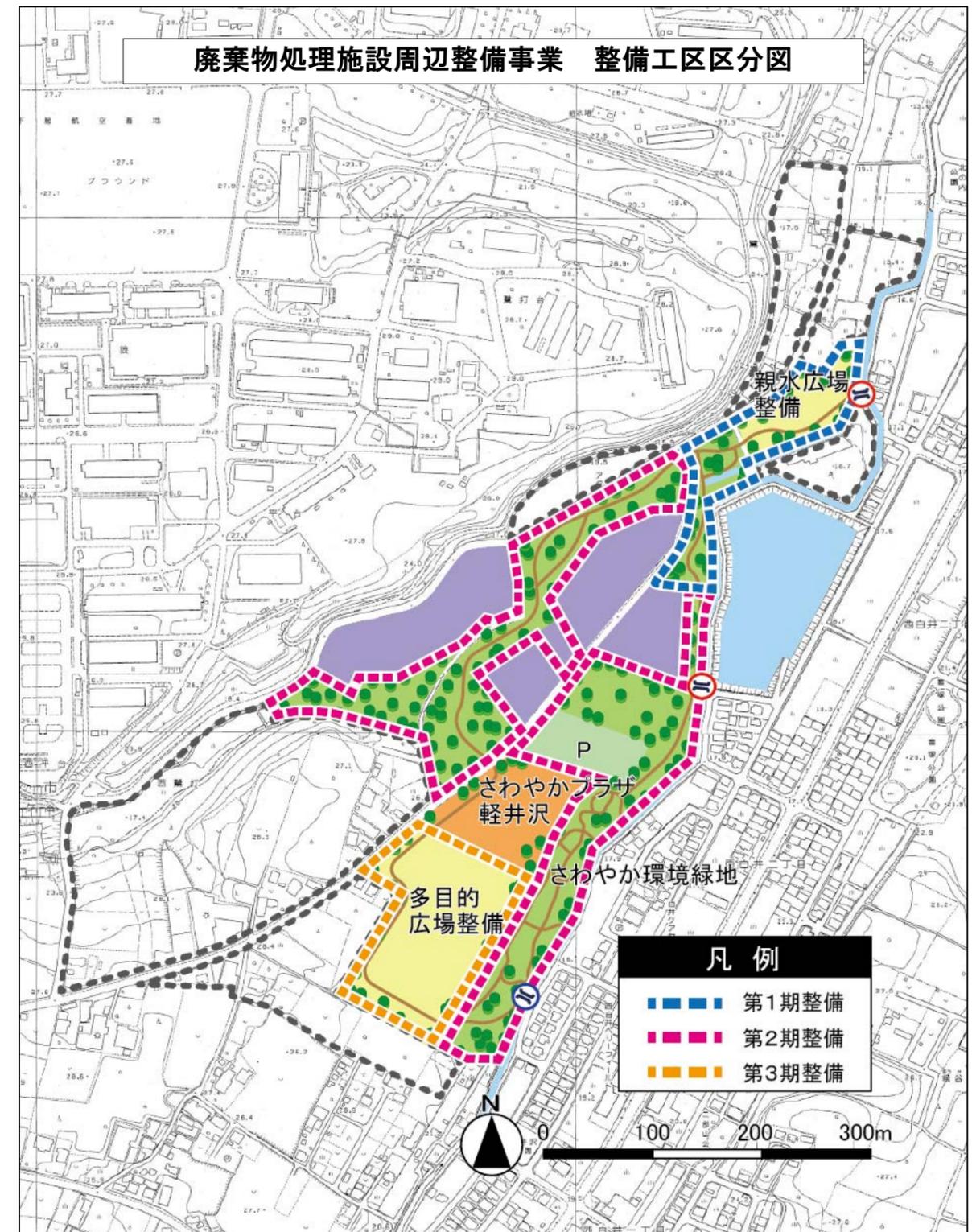
整備工区ごとの概算事業費を以下に示します。

表 3.2.1 概算事業費一覧

工区	主な整備内容	用地取得面積	整備面積	概算事業費			
				国・県支出金	地方債	一般財源	
第1期整備 (H29～33年度)	・親水広場・人道橋 ・緑地、散策路	0.9 ha	1.0 ha	2.6億円	—	2.0億円	0.6億円
第2期整備 (H34～38年度)	・緑地、散策路 ・駐車場・人道橋	2.1 ha	4.3 ha	5.1億円	0.9億円	3.1億円	1.1億円
第3期整備 (H39～43年度)	・多目的広場	2.0 ha	2.0 ha	7.9億円	4.4億円	2.6億円	0.9億円
合計		5.0 ha	7.3 ha	15.6億円	5.3億円	7.7億円	2.6億円

※策定時点での概算事業費であり、将来的に変更が生じる場合があります。

■ 整備工区



※都市施設の指定区域内についても、一部、緑地、散策路等の周辺整備事業を行うこととしています。

図 3.2.1 整備工区区分図

3.3 実施スケジュール

当該事業の実施スケジュールは、以下に示すとおりです。

表 3.3.1 実施スケジュール一覧

● 第1期整備

	H29	H30	H31	H32	H33
都市公園 区域決定	→				
実施設計	→				
用地取得	→				
整備				→	

● 第2期整備

	H34	H35	H36	H37	H38
都市公園 区域決定	→				
実施設計	→				
用地取得	→				
整備				→	

● 第3期整備

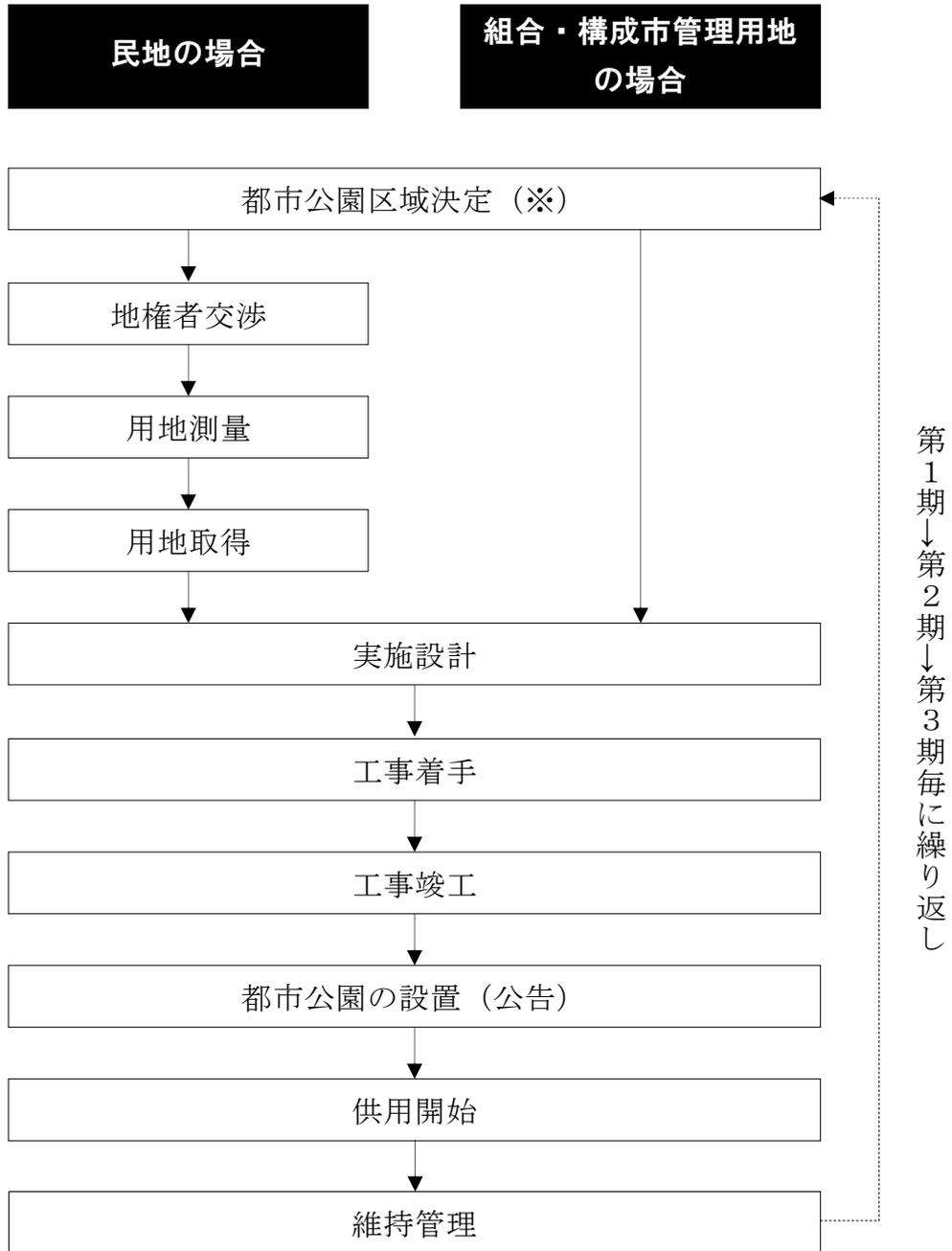
	H39	H40	H41	H42	H43
都市公園 区域決定	→				
実施設計	→				
用地取得	→				
整備				→	

◎ 上記以外の実施スケジュール

- ・ 現況測量 平成 28 年度（整備優先エリア全体）
- ・ 基本設計 平成 29 年度（整備優先エリア全体）
- ・ 用地測量 平成 28 年度、平成 33 年度
- ・ その他 埋蔵文化財調査、不動産鑑定等については、その都度実施

■事業の進め方

以下に示すフローに従って、第1～3期整備工区毎に以下の手順で、段階的に整備を進めていくものとします。



※ 第1期・第2期整備工区においては、都市施設の指定区域を除く。(p. 11 参照)

図 3.3.1 事業の進め方フロー

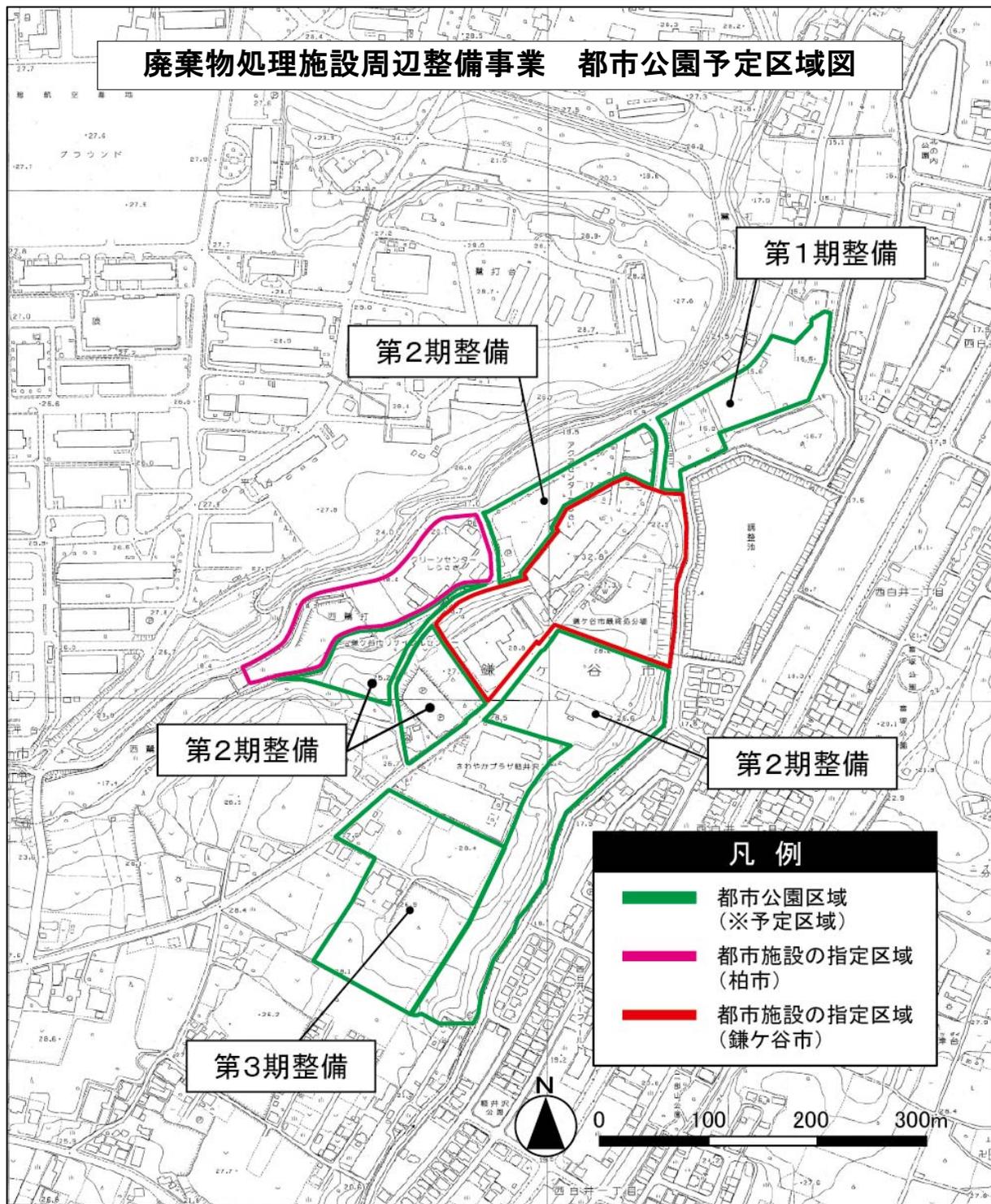


図 3.3.2 都市公園予定区域図

4 維持管理

廃棄物処理施設周辺整備事業による施設整備後の維持管理については、事業主体である組合が管理主体となり、維持管理を行っていくこととします。

なお、施設整備後の維持管理については、地域住民の雇用を含め、経費の節減が図れる方法を検討した上で業務委託を行っていきます。また、指定管理者制度の導入なども今後の課題として検討していきます。

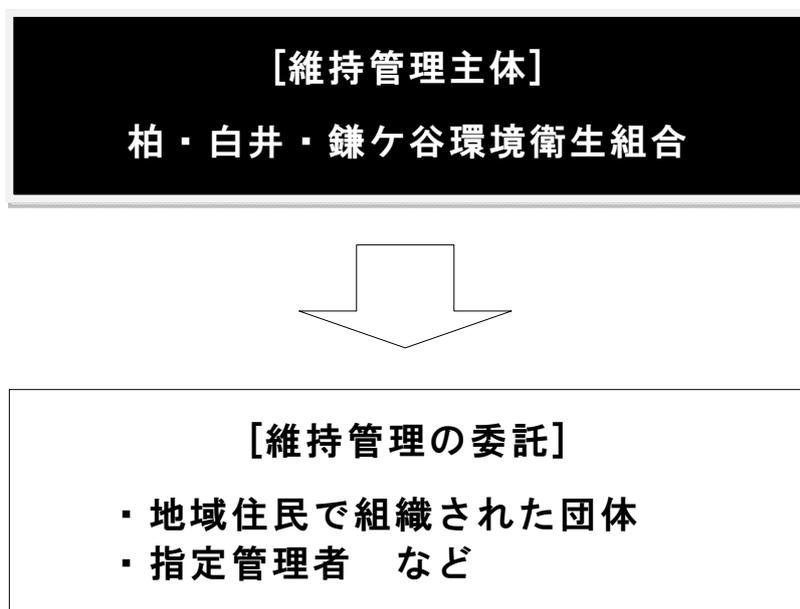


図 4.1 維持管理方法

5 進捗管理

事業の進捗管理については、組合と構成市で構成する内部組織と、地元住民を主体に構成される外部組織において、PDCA サイクルにより進捗状況の確認等を行いながら、必要に応じて事業工程等の随時見直しを行い、着実に事業を進めていくものとします。

【内部組織】

設置：柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合運営協議会

目的：周辺整備事業の事業計画の協議、進捗状況の報告

【外部組織】

設置：柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合廃棄物処理施設環境委員会

目的：周辺整備事業の事業計画の説明、進捗状況の確認

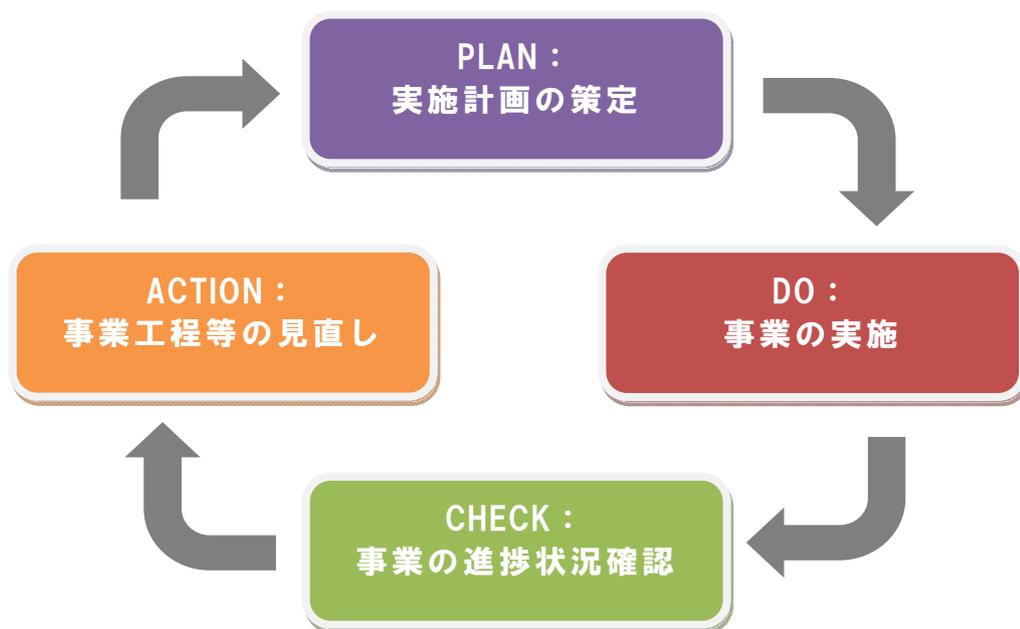


図 5.1 進捗管理における PDCA サイクル